平成２２年（フ）第５６０号
沖縄県島尻郡南風原町字新川97番地４　ハレ・カイルア303
債務者　桃原　幸江
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第２１８号
鹿児島県姶良市永池町５番地24　レジデンス重富203号
債務者　川野　啓文
1　決定年月日時　平成23年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第２１９号
鹿児島県姶良郡湧水町北方2500番地イ号
債務者　立野慎一郎
1　決定年月日時　平成23年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第３５２号
愛知県豊川市一宮町下新切44番地28
債務者　松井　哲雄
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月28日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第３５３号
愛知県豊橋市飯村北３丁目19番地の12　107
債務者　辻井智佐子
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月28日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第３５８号
愛知県蒲郡市港町18番３号
債務者　北村　静香
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月28日午後１時45分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第１６２号
熊本県八代市千丁町吉王丸390番地
債務者　松浦　稲子
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月18日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第１８７１号
札幌市東区苗穂町12丁目２番８号
破産者　株式会社平成建創
1　決定年月日　平成23年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８９号
千葉県市川市鬼越１丁目23番３号
破産者　株式会社ベル商事
1　決定年月日　平成23年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２８３号
千葉市花見川区天戸町388番地
破産者　小川　路夫
1　決定年月日　平成23年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３０８号
千葉市花見川区花園町36―１　オリジン宮本203号、開始決定時の住所千葉県習志野市谷津６丁目16番６―103号
破産者　早川　秀行
1　決定年月日　平成23年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第７８９号
千葉市中央区亀井町７番12号
破産者　株式会社サンライト
1　決定年月日　平成23年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第７９０号
千葉市中央区本町１丁目６番24号渡辺コーポ202号
破産者　金田　栄一
1　決定年月日　平成23年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１１５１号
千葉市美浜区幸町１丁目21番20―507号
破産者　畑田　信彰
1　決定年月日　平成23年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１２１２号
千葉県市原市君塚４丁目11番地５　立石ハイツＡ―202号
破産者　堤田　勝恵
1　決定年月日　平成23年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１２５９号
神奈川県海老名市東柏ケ谷４丁目11番14号
破産者　株式会社フレックス
1　決定年月日　平成23年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５３２号
岐阜市三輪980番地の７
破産者　丸盛パイル株式会社
1　決定年月日　平成23年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第９０７号
岐阜市上土居４丁目10番地14　レジデンスリリーＡ102号室、住民票上の住所岐阜市茜部野瀬２丁目70番地３
破産者　三嶋　孝之
1　決定年月日　平成23年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第９３号
岐阜県大垣市赤坂町3254番地５
破産者　株式会社フレンチ企画
1　決定年月日　平成23年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係